

審査請求書（下水道使用料21）

平成28年1月27日(水)

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一 年 齢 66歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成27年12月28日付け平成27年12月分下水道使用料納入通知書(以下「本件通知書」という。)による処分。

3. 審査請求に係る処分があつたことを知った年月日

平成27年12月29日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法であり、取り消されるべきである。

(1) 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道使用者から下水道使用料を徴収することが出来るが、下水道使用料を定める場合は「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。」(下水道法第20条第2項第2号。以下「原価主義」という。)と規定されている。

(2) しかし、青森市下水道条例第24条で規定している下水道使用料は、以下のとおり、この原価主義を大きく逸脱し、下水道特別会計を毀損している。

(3) コンビニ収納手数料に係る予算措置をしないままにコンビニ収納を実施し、コンビニ店に手数料を支払っており、総計予算主義の原則・予算の事前議決の原則に違反している。

(4) 企業局長に照会したところ督促状の発行には最低でも70.6円の費用がかかっていることである。にも関わらず下水道所管の小松環境部次長は「督促状の発行について新たな経費が発生しないことから、督促手数料は徴収しない」と議会において過てる説明をし、この過てる説明を根拠に青森市下水道条例を改正し、下水道使用料督促手数料を無料化することにより、下水道特別会計に多額の損害を与えていた。平成27年度当初予算には下水道使用料徴収事務の中に「督促状作成費用1,190千円」が計上されていることからも小松環境部次長の説明は事実に反することが明らかである。なお、「督促状作成費用1,190千円」の詳細を下水道総務課に照会したところ回答を拒否され現在に至っている。

(5) 水道水以外の水を使用した場合の下水道使用料は、水道水を使用した場合に比べて従量使用料が約45%軽減されているが、その理由について下水道総務課に再三にわ



たり照会するも一切の回答は無い。水道水以外の水とは一般的には地下水のことをいうが、地下水でも水道水でも処理場で処理する費用は同じであり、地下水使用者を優遇し、地下水使用者が本来負担すべき使用料を水道水使用者に負担させている現状は違法であり、不当である。

- (6) 等々例示すればきりがない位に違法不当なことをして下水道使用料を定めており、現行の青森市下水道条例の下水道使用料は違法である。
- (7) また、本件審査請求人が為した本件審査請求人に対する平成 27 年 4 月分下水道使用料に係る審査請求に対する貴職の裁決書(平成 27 年 11 月 10 日付け青市指令下総第 71 号)の裁決の理由の 1 の(2)には「本件納入通知書が不当であるかについてであるが、その根拠となる地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)を確認したところ、同施行令第 154 条第 3 項本文では「納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。」と規定している。この規定からすれば、当該納入通知書に記載すべき事由の中に、徴収事務の委任の事実や内容の記載は含まれていないことから、下水道使用料の徴収事務が委任されている旨の記載がないことをもってして本件納入通知書が不当であるということはいえない。」ので平成 27 年 4 月分下水道使用料に係る審査請求は棄却するとしている。
- (8) 本件通知書は「水道料金・下水道使用料等請求のご案内」、「水道料金・下水道使用料等納入済通知書」、「水道料金・下水道使用料等領収書(取扱店控)」及び「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書」の 4 種類の文書から構成されているが、地方自治法施行令第 154 条第 3 項でいう納入通知書とは「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書」をいうものと思慮されるが、これには、所属年度は記載されていない、歳入科目が特定されていない、納入場所が記載されていない(「水道料金・下水道使用料等納入済通知書」の裏面には《水道料金等の納入場所》が記載されているが、「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書」には記載されていない。)、納入の請求の事由は記載されていない。地方自治法施行令第 154 条第 3 項で納入通知書に記載すべきとしている 6 項目中 4 項目が記載されていない。よって本件通知書は地方自治法施行令第 154 条第 3 項に規定する要件を欠いて違法であり、本件処分は取り消されるべきものである。
- (9) 更にまた、前述(8)の 4 種類の文書の表題には「水道料金・下水道使用料等」と記されており、本件通知書での審査請求人に対する納入の通知は「下水道使用料等 1,313 円」となっているが、私の下水道使用料が幾らなのかについては何ら記載されていない。そもそも「下水道使用料等」というものは存在しない。本件通知書は違法であり、取り消されるべきものである。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

質問第19号参考資料

審査請求に係る審査庁である市の見解

1. 本件処分の内容 平成27年12月分の下水道使用料徴収処分

2. 審査請求の要旨に対する審査庁である市の見解

審査請求の要旨	審査庁である市の見解
「青森市下水道条例で規定している下水道使用料は、下水道法で規定されている原価主義を逸脱し、下水道特別会計を毀損していること、コンビニ収納手数料に係る予算措置をしないままにコンビニ店に手数料を支払っており、総計予算主義の原則や予算の事前議決の原則に違反していること、督促状の発行には費用がかかっているにも関わらず、下水道使用料督促手数料を無料化することにより、下水道特別会計に損害を与えており、地下水使用者が負担すべき使用料を水道水使用者に負担させている現状は違法・不当であること、現行の青森市下水道条例の下水道使用料は違法であること、本件通知書は4種類の文書から構成されているが、水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書には地方自治法施行令で記載すべしとしている項目が記載されておらず違法であること、本件通知書には下水道使用料等と記されているが、下水道使用料等というものは存在せず違法であり取り消されるべきものである」との主張について	<p>処分庁である企業局長からの弁明書によれば、「審査請求人にかかる本件通知書による処分は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則を含め、関係法令等に基づき行った処分であり、違法・不当なものではない」と弁明していることから、本件処分に至る手続及びその根拠となる関係法令を確認した。</p> <p>まず、下水道使用料の徴収事務についてであるが、青森市長は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条の規定に基づいて企業局長に事務を委任しており、企業局長が本件処分の正当な処分権限を有する者であることは明らかであるものと考える。</p> <p>次に、下水道使用料の算定についてであるが、青森市下水道条例第24条の規定により、使用者が排除した汚水の量に応じて、基本使用料と従量使用料とを合計した額とすることとされており、審査請求人が下水道を使用した事実及びその排水量について、審査請求書及び弁明書ともに特段の主張がないため、当事者間に争いはなく、また、現に同条に基づき算定されていることを確認した。</p> <p>次に、「本件通知書は4種類の文書から構成されているが、水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書には地方自治法施行令で記載すべしとしている項目が記載されておらず違法である」との主張についてであるが、処分庁である企業局長からの弁明書によれば、「審査請求人に送付した本件通知書は、水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書など、4種類の文書が一体となったものであるが、この様式・記載内容をもって、地方自治法施行令第154条第3項に規定した要件を欠いているとは考えていない」旨の弁明がなされている。</p> <p>そこで、本件通知書を確認したところ、水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書など、本件通知書を構成するそれぞれの文書（裏面を含む。）の内容からすると、それぞれの文書（裏面を含む。）が一体となって納入通知書となっていることが認められるものと考える。</p> <p>次に、「本件通知書には下水道使用料等と記されているが、下水道使用料等というものは存在せず違法であり取り消されるべきものである」との主張についてであるが、処分庁である企業局長からの弁明書によれば、「下水道使用料等とは下水道使用料（公共下水道の使用に係る使用料）と農業集落排水施設使用料（農業集落排水施設の使用に係る使用料）のことを探しているものであり、納入通知書のみならず、使用水量のお知らせ等、当</p>

質問第19号参考資料

局が下水道の使用者、農業集落排水施設の使用者に対して発するものは全て下水道使用料等という記載で統一している」旨の弁明がなされている。そこで、この取扱いからすると、本件通知書における「下水道使用料等」との記載が違法であるとはいえないものと考える。

これらのこと踏まえれば、地方自治法施行令第154条第3項の規定のとおりであることが認められるものと考える。

したがって、本件処分は、関係法令を遵守して適正に行われており、違法・不当であるということはいえないものと考える。

また、審査請求人は、審査請求書及び本件審査請求に関する口頭意見陳述の中で種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも審査庁が審査すべき事項に当たらず、審査請求人の主張は採用することができないものと考える。

3. 結論

上記2のとおり、本件処分について、審査請求人の主張する違法性は認められないものと考える。